

保育所の所在地 朝倉市屋永3277-1番地 (TEL 0946-22-4136)
認可日・確認日 昭和27年11月25日・平成27年4月1日
保育所の設置者 朝倉市(代表 朝倉市長 林 裕二)
保育所の施設長 飯田 茂美

施設の目的及び運営方針

- ◇本所は、児童福祉法に基づき、児童に保育を提供することを目的とする児童福祉施設であり、保育の提供に当たっては、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- ◇本所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、保育及び教育を一体的に行なうものとします。
- ◇本所は、児童の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に支援等を行なうよう努めるものとします。

提供する保育の内容など

- ◇提供する保育の内容
保育の提供、給食の提供、一時預かり保育、延長保育
- ◇保育を提供する日
月曜日～土曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く。）
- ◇保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

曜日	開所時間	保育標準時間認定 利用時間帯	保育短時間認定 利用時間帯
月曜日 ～土曜日	7:15～ 18:15	7:15～18:15	8:30～16:30 ※この時間以外は、延長保育となります。

- ◇利用定員
90人
- ◇入所状況
0歳児4人、1・2歳児21人、3・4・5歳児48人
※0歳児は、生後6か月から受入れ。

◇入所（利用開始）について

本所は、朝倉市が行った利用調整により本所に入所決定され、支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

◇退所（利用終了）について

本所は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他保育の利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

◇利用に伴う費用

- 月額負担額（保育料・副食費…4,500円）：支給認定証を発行した市町村が定める額
- 延長保育料：下記のとおり

	7:15	8:30	16:30	18:15
標準時間	-			
短時間	1回100円	-	1回100円	

- その他費用：保険代(年額250円)、保護者会費(月額500円)、絵本代(実費相当)

◇職員の配置状況

施設長(1人)、主任保育士(常勤1人)、保育士(常勤12人・非常勤5人)
調理員(常勤2人・非常勤3人)
※非常勤…1か月当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員

施設の概要

◇建物の構造 鉄筋コンクリート1階建（延床面積801.6㎡）

◇主な設備等 乳児室(2室106.22㎡)、保育室(4室232.88㎡)、遊戯室(111.62㎡)、調理室、トイレ、事務室(医務室含む)、屋外遊戯場(1,695㎡)

保育内容に関する相談・苦情

◇当保育園の相談・苦情受付窓口

苦情解決責任者	保育所長	飯田 茂美	(Tel0646-22-4136)
受付担当者	主任保育士	高山 留美恵	(Tel0646-22-4136)
第三者委員	主任児童委員	佐藤 美津代	(Tel0946-22-2037)
	主任児童委員	窪田 貴子	(Tel0946-22-6441)

◇行政機関の相談・苦情受付窓口（受付時間：平日 8:30～17:15）

朝倉市 子ども未来課 保育所係	Tel0946-22-1111（内線115・125）
福岡県運営適正化委員会事務局	Tel092-915-3511